

内閣府、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、防衛省、
令第二号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十九条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに第二十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 上川 陽子

外務大臣 岸田 文雄

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 下村 博文

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 西川 公也

経済産業大臣 宮沢 洋一

国土交通大臣 太田 昭宏

環境大臣臨時代理

国務大臣 有村 治子

防衛大臣 江渡 聡徳

フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(フロン類算定漏えい量の算定の方法)

第二条 法第十九条第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)の主務省令で定め

る方法は、第一種特定製品の管理者が管理する全ての管理第一種特定製品（その者が連鎖化事業者である場合にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業（第五条第二項において「連鎖化事業」という。）の加盟者が管理第一種特定製品の使用等に関する事項であつて第五条で定めるものに係るものとして使用等をする管理第一種特定製品を含む。）について、フロン類の種類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）第一条第三項に規定するフロン類の種類をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。）ごとに、第一号に掲げる量から第二号に掲げる量を控除して得た量（第四条第二項第五号及び第六号において「実漏えい量」という。）に、第三号に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該フロン類の種類ごとに算定した量（トンで表した量をいう。）を合計する方法とする。

一 前年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。次号及び第四条第二項において同じ。）

（）において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において当該管理第一種特定製品に冷媒として充填したフロン類の量（当該管理第一種特定製品の設置の際に当該管理第一種特定製品に冷媒として

充填した量を除く。)の合計量(キログラムで表した量をいう。次号において同じ。)

二 前年度において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において回収したフロン類の量の合計量

三 当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数(フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。)

(特定漏えい者)

第三条 法第十九条第一項の主務省令で定める者(次条及び第六条において「特定漏えい者」という。)は、前条に定める方法により算定されたフロン類算定漏えい量が千トン以上である者とする。

(フロン類算定漏えい量等の報告の方法等)

第四条 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

一 特定漏えい者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 特定漏えい者において行われる事業

三 前年度におけるフロン類算定漏えい量

四 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量並びに当該フロン類の種類ごとの量を都道府県別に区分した量及び当該都道府県別に区分した量を都道府県ごとに合計した量

五 前年度におけるフロン類の種類ごとの実漏えい量及び当該フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量

六 特定漏えい者が設置している事業所のうち、一の事業所に係るフロン類算定漏えい量が千トン以上であるもの（以下この号において「特定事業所」という。）があるときは、特定事業所ごとに次に掲げる

事項

イ 特定事業所の名称及び所在地

ロ 特定事業所において行われる事業

八 前年度における特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

二 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量

ホ 前年度における特定事業所に係るフロン類の種類ごとの実漏えい量

3 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、法第二十三条第一項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。

4 二以上の事業を行う特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、当該特定漏えい者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

5 第一項に規定する報告書の様式は、様式第一によるものとする。

(連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め)

第五条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、加盟者が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告に関する事項とする。

2 連鎖化事業者と当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は当

該事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に同項の定めがあるものとみなす。

(フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供)

第六条 特定漏えい者が行う法第二十三条第一項の規定による情報の提供は、第四条第一項に規定する報告書に、様式第二による書類を添付することにより行うことができるものとする。

(磁気ディスクによる報告等の方法)

第七条 磁気ディスクにより法第十九条第一項の規定による報告又は法第二十三条第一項の規定による提供をしようとする者は、第四条第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべき事項を記録した磁気ディスク及び様式第三による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

2 磁気ディスクにより法第二十一条第一項(法第二十三条第五項において準用する場合を含む。)の請求をしようとする者は、法第二十一条第二項各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第三による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第八条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第二十二條（法第二十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第二十一條第一項（法第二十三條第五項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

附 則

この命令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日から施行する。

(表面)
様式第1(第4条関係)

フロン類算定漏えい量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣 殿

報告者 住 (ふりがな) 所 〒
氏 (ふりがな) 名

㊞

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)第19条第1項及び第2項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特 定 漏 え い 者 コ ー ド									
特 定 漏 え い 者 の 名 称 (前回の報告における名称)	(ふりがな)								
所 在 地 (ふりがな)	〒	-	都 道 府 県	市 区 町 村					
商 標 又 は 商 号 等									
主 たる 事 業					事 業 コ ー ド				
主 たる 事 業 を 所 管 す る 大 臣									
フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量	第1表、第2表及び別紙のとおり								
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに をすること)					1.有	2.無			
担 当 者 (問い合わせ先)	部 署								
	(ふりがな) 氏 名								
	電 話 番 号								
	メー ル ア ド レ ス								
受 理 年 月 日	年	月	日	処 理 年 月 日	年	月	日		

- 備考
- 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。
 - 2 代表者の氏名を記載し、押印することに代えて、その代表者が署名することができる。
 - 3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
 - 4 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 5 特定漏えい者が連鎖化事業者該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
 - 6 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。
 - 7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1.有」に をすること。
 - 8 の欄には、記載しないこと。
 - 9 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏面)

1	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						
2	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						
3	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

【特定漏えい者単位の報告】

漏えい年度： _____ 年度

第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類の種類											合計
	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)									
特定漏えい者全体											
都道府県	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)								
1 .											
2 .											
3 .											
4											

- 備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。
 2 ~ の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われる事業			
			事業コード			
1		〒				
2		〒				
3		〒				
4		〒				
5		〒				
6		〒				
7		〒				
8		〒				
9		〒				
10		〒				

- 備考 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。事業者番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
- 2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

(別紙)【特定事業所単位の報告】

		特定事業所番号			
(ふりがな) 特定事業所の名称 (前回の報告における名称)					
所	在	地	〒	都道府県	市区町村
		(ふりがな)			
特定事業所において行われる事業					
特定漏えい者コード					
都道府県コード		事業コード			
フロン類算定漏えい量		別紙第1表のとおり			
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに をすること)				1.有 2.無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署				
	(ふりがな) 氏 名				
	電 話 番 号				
	メールアドレス				

- 備考
- 1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。
 - 2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 - 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 - 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1.有」に をすること。
 - 7 の欄には、記載しないこと。

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類						合計
算定漏えい量 (t-CO ₂)						
実漏えい量 (k g)						

備考 ~ の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。 の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

様式第2（第6条関係）

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度： _____ 年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定漏えい者として1枚のみ提出可）
2. この情報は、当特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定事業所として1枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること） →

特定漏えい者コード									
都道府県コード			事業コード						
事業所番号									

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報			
.....			
.....			
.....			
2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報			
.....			
.....			
.....			
3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報			
.....			
.....			
.....			
4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報			
.....			
.....			
.....			
5. その他の情報			
.....			
.....			
.....			
担当者 (問い合わせ先)	部署		
	(ふりがな)		
	氏名		
	電話番号		
受理年月日	年 月 日	処理年月日	年 月 日

備考 1 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、特定漏えい者又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1の報告書に添えて、提出すること。
2 提供された特定漏えい者又は特定事業所に係る情報については公表されるものであること。

- ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
- 3 すべての欄に記載する必要はないこと。
 - 4 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。
 - 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 - 6 フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
 - 7 フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量について、管理第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記載することができる。
 - 8 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果と併せて記載することができる。
 - 9 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果の見込みと併せて記載することができる。
 - 10 担当者の欄は、フロン類算定漏えい量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
 - 11 の欄には、記載しないこと。
 - 12 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

様式第3（第7条関係）

受 理 日	年 月 日
整 理 番 号	

磁気ディスク提出票

年 月 日

事業所管大臣
（環境大臣）
（経済産業大臣）

殿

提出者 ^{（ふりがな）} 住 所 〒

^{（ふりがな）} 氏 名

Ⓜ
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

担当者 部 署

^{（ふりがな）}
（問い合わせ先） 氏 名

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告（第21条第1項（第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求）（第23条第1項の規定による提供）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 〃の欄には、記載しないこと。
 - 2 宛先の欄には、法第19条第1項の規定による報告又は法第23条第1項の規定による提供にあっては事業所管大臣、法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求にあっては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。
 - 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 - 4 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 5 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。
 - 6 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 - 7 提出票の大きさは、日本工業規格A4とすること。